

官報

号外 昭和二十五年四月二十日

第七回 参議院會議録第四十二号

昭和二十五年四月十九日(水曜日)午前
十時四十八分開議

議事日程 第四十号

昭和二十五年四月十九日

午前十時開議

第一 漁港法案(衆議院提出)

第二 北海道開発法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本政府在外事務所設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 質屋営業法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(佐藤寅次郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る三月二十二日委員長から左の報告書を出した。

社会事業団体及び施設の振興に関する中間報告書

去る十日内閣から左の議案を提出し

た。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

関税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法の一部を改正する法律案

同日左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

都道府県の所有に属する警備用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を出した

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日電気通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 小林 勝馬君(小林勝馬君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大屋 晋三君

内閣委員 大野木秀次郎君

内閣委員 小杉 繁安君

内閣委員 門屋 盛一君

内閣委員 大隈 信幸君

内閣委員 横尾 龍君

内閣委員 島津 忠彦君

内閣委員 小林米三郎君

内閣委員 島津 忠彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 島津 忠彦君

内閣委員 小林米三郎君

内閣委員 横尾 龍君

内閣委員 大隈 信幸君

内閣委員 門屋 盛一君

内閣委員 小杉 繁安君

内閣委員 大屋 晋三君

内閣委員 大野木秀次郎君

去る十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国家公務員等の旅費に関する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

旧軍港市転換法案

同日衆議院から本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

公職選挙法案

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

同日委員長から左の報告書を出した。

北海道開発法案修正議決報告書

日本政府在外事務所設置法案可決報告書

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案審査報告書

同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 大隈 信幸君(門屋盛一君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 横尾 龍君

内閣委員 小杉 繁安君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 小杉 繁安君

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 金丸 三郎君

(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 石渡猪太郎君

(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 石渡猪太郎君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

同日内閣総理大臣から(全国選挙管理委員会事務局選挙課長) 富樫 総二君

法務委員 石原幹市郎君

厚生委員 小野 光洋君

去る十三日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員に給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案 人事委員会に付託

建設省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大島農夫雄君

農林委員 岡田 宗司君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 岡田 宗司君

農林委員 大島農夫雄君

去る十四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から、国会法第五十九條に基づき、地方税法案の修正について衆議院に要求した旨の通知書を受領した。

同日委員長から左の報告書を出した。

漁港法案可決報告書

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 島津 忠彦君
人事委員 吉田 法晴君
法務委員 石原幹市郎君
文部委員 鈴木 安孝君
厚生委員 小野 光洋君

通商産業委員 田中 利勝君

労働委員 城 義臣君

経済安定委員 大屋 晋三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 城 義臣君

人事委員 田中 利勝君

法務委員 鈴木 安孝君

文部委員 小野 光洋君

厚生委員 石原幹市郎君

通商産業委員 吉田 法晴君

労働委員 大屋 晋三君

経済安定委員 島津 忠彦君

去る十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを衆議院運営委員に付託した。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

改正する等の法律案 法務委員会に付託

質屋営業法案 地方行政委員会に付託

火薬類取締法案 通商産業委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案の修正を承諾した旨の通知書を受領した。

地方税法案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

電信電話料金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

精神衛生法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

電信電話料金法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

精神衛生法案

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 下條 康磨君

外務委員 伊達源一郎君

一昨十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

海上運送法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

弁護士法第五條第三号に規定する大

学を定める法律案(法務委員長提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

質屋営業法案可決報告書

昨十八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

予算執行職員等の責任に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

造船法案

運輸委員会に付託

恩給法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

弁護士法第五條第三号に規定する大

学を定める法律案

法務委員会に付託

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

建設委員会に付託

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外一名発議)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員田中利勝君提出失業対策並びに資金政策に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中利勝君提出開拓農業に関する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を出した。

医療法の一部を改正する法律案修正議決報告書

農林物産規格法案修正議決報告書

植物防疫法案修正議決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件議決報告書

肥料取締法案可決報告書

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 岡田 宗司君

農林委員 大島農夫雄君

参議院運営委員 岡本 愛爾君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大島農夫雄君
農林委員 岡田 宗司君
参議院運営委員 高田 寛君

議長(佐藤尚武君) これより本日の会務を開きます。

日程第一、漁港法案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)

漁港法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

漁港法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 漁港の指定(第五條—第六條)

第三章 漁港審議会(第七條—第十六條)

第四章 漁港修築事業(第十七條—第二十四條)

第五章 漁港の維持管理(第二十五條—第二十九條)

第六章 雑則(第四十條—第四十四條)

第七章 罰則(第四十五條—第四十七條)

附則

第一章 総則

(この法則の目的)

第一條 この法律は、水産業の発達を圖り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄與するため、漁港を整備し、及びその

維持管理を適正にすることを目的とする。

(漁港の意義)

第二條 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第五條第一項の規定により指定されたものをいう。

(漁港施設の意義)

第三條 この法律で「漁港施設」とは、左に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ 外かく施設 防波堤、防砂堤、導流堤、水門、こう門及び護岸

ロ くい留施設 岸壁、物揚場、くい、船浮標、くい船、い、さん橋、浮さん橋及び船揚場

ハ 水域施設 航路及び泊地

二 機能施設

イ 輸送施設 鉄道、軌道、道路、橋りょう及び運河

ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設

ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地

ニ 漁船漁具保全施設 漁船修理場、漁船機関係修理場及び漁具干場

ホ 補給施設 漁船のための給水及び給油施設

ヘ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場

ト 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所

チ 漁船船員厚生施設 宿泊所、浴場、診療所及び漁船船員ホール

リ 漁港管理施設 管理事務所及び監視所

(漁港修築事業の意義)

第四條 この法律で「漁港修築事業」とは、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて行つた漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠損の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を圖るための事業をいう。

第二章 漁港の指定

第五條 農林大臣は、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行う。

2 農林大臣は、前項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認められる場合には、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。

3 農林大臣は、第一項の指定又は前項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又は変更しようとするときは、当該漁港の区域について、農林大臣に協議しなければならない。

4 農林大臣は、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二條第一項の規定による河川の区域につ

て、第一項の指定又は第二項の変更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管理する地方行政庁に協議しなければならない。

5 第一項の指定及び第二項の変更又は取消は、告示でする。

(漁港の種類)

第六條 漁港の種類は、左の通りとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元

の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一

種漁港よりも広く、第三種漁港

に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺すうの地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第三章 漁港審議会

(設置及び権限)

第七條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他漁港に関する重要事項を調査審議するために、漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事項につき、関係行政庁に対し意見を提出することができる。

3 漁港審議会は、常に、中央漁業調整審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならない。

4 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

(組織)

第八條 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、水産庁長官をもつて充てる。

3 漁港審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、左に掲げる者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。

一 漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者

二 漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者

三 漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者

四 漁業に関し、充分な知識と経験を有する者

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

て、第一項の指定又は第二項の変更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管理する地方行政庁に協議しなければならない。

5 第一項の指定及び第二項の変更又は取消は、告示でする。

(漁港の種類)

第六條 漁港の種類は、左の通りとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元

の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一

種漁港よりも広く、第三種漁港

に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺すうの地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第三章 漁港審議会

(設置及び権限)

第七條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他漁港に関する重要事項を調査審議するために、漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事項につき、関係行政庁に対し意見を提出することができる。

3 漁港審議会は、常に、中央漁業調整審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならない。

4 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

(組織)

第八條 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、水産庁長官をもつて充てる。

3 漁港審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、左に掲げる者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。

一 漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者

二 漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者

三 漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者

四 漁業に関し、充分な知識と経験を有する者

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 漁港審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、そのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年とする。
(委員の退職)

第十一條 委員は、第九條第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは、当然退職するものとする。
(委員の罷免)

第十二條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
2 内閣総理大臣は、前項の規定により委員の罷免について両議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。

(議決方法及び調査等)
第十三條 漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 漁港審議会の議事は、出席した委員(会長たる委員を除く。)の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
3 漁港審議会は、公務所、漁港関係若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、審議のために

必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は関係人の出席を求めその意見を徴することができる。
4 漁港審議会は、審議のために必要があると認められる場合には、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を囑託することができる。
5 第三項の規定により出席を求められた者は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。
(公聴会)

第十四條 漁港審議会は、第十七條第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。
(委員の実費弁償)
第十五條 委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。
(委任規定)
第十六條 この法律に定めるものの外、漁港審議会の運営に關し必要な事項は、漁港審議会が定める。

第四章 漁港修築事業
(漁港の整備計画)
第十七條 農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経なければならぬ。も

し、農林大臣が、漁港審議会の意見を採択することができないときは、その定めた漁港の整備計画に当該漁港審議会の意見を添えて内閣に提出しなければならない。
2 内閣は、前項の規定により漁港の整備計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、内閣が決定した漁港の整備計画が漁港審議会の意見と異なるときは、内閣は、漁港審議会の意見を添えて国会に提出しなければならない。
3 内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならない。
(施行者)
第十八條 漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。

(施行の許可)
第十九條 同以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合には、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定め、農林大臣の許可を受けなければならない。
2 農林大臣は、前項の許可をするについては、あらかじめ漁港審議会の議を経て定められた基準によらなければならない。
3 国が漁港修築事業を施行する場合

に、農林大臣は、第十七條第一項の漁港の整備計画を定め、農林大臣の許可を受けなければならない。
2 農林大臣は、前項の許可をするについては、あらかじめ漁港審議会の議を経て定められた基準によらなければならない。
3 国が漁港修築事業を施行する場合

一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めなければならない。
4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定める場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。
5 第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができ、この場合において、国以外の者の施行に係るときは、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。
6 前項の規定による立ち入、測量又は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
7 第五項の場合には、当該施行者たるべき者は、遅滞なく、同項の立ち入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(費用の負担及び補助)
第二十條 国が漁港修築事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。
2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を

施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合を国において負担する。
区分 比率
第三種 北海道に於ては百分の六十、その他の地域に於ては百分の五十
第四種 北海道に於ては百分の八十、その他の地域に於ては百分の六十
2 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合を国において負担する。
区分 比率
第三種 北海道に於ては百分の六十、その他の地域に於ては百分の五十
第四種 北海道に於ては百分の八十、その他の地域に於ては百分の六十
2 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

区分 比率
第一種 北海道に於ては百分の六十、その他の地域に於ては百分の四十
第二種 北海道に於ては百分の六十、その他の地域に於ては百分の四十
2 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合には、特に必要があるとき、国は、前二項に規定するものの外、政令で定める基準に従い、予算の範囲内で当該漁港修築事業に要する費用の一部を当該漁港修築事業の施行者に補助することができる。
3 農林大臣は、前條第一項の許可をするについては、第二項又は第三項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額が、国会の議決を経た予算の金額をこえ

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を

施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合を国において負担する。
区分 比率
第三種 北海道に於ては百分の六十、その他の地域に於ては百分の五十
第四種 北海道に於ては百分の八十、その他の地域に於ては百分の六十
2 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

ない範囲内で、これをしなければならぬ。
漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託

第二十一條 漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港修築事業の施行者は、農林大臣の許可を受けて、漁港修築事業の施行を委託することができ

3 第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九條第二項の規定を準用する。
(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第二十二條 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合において農林大臣の許可を受けた後でなければ、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止してはならない。

2 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。但し、急速を要する場合及び限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工

事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に関する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者が事業の施行が、この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする行政行為の趣旨に違反し、若しくはいふん功の見込がないと認めるとき、又は当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行の許可を取り消すことができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十四條 漁港修築事業の施行者は、第三條第一号の基本施設を修築するために必要がある場合には、必要な土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに関する権利を土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)により、収用又は使用することができる。

2 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用

することができる。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の規定による立ち入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立ち入り若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

第五章 漁港の維持管理
第二十五條 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従い、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合を漁港管理者に指定する。

2 前項の規定により指定された地方公共団体又は水産業協同組合は、正当の事由がない限り、当該指定を拒むことができない。

3 農林大臣は、漁港管理者が、漁港の維持管理を適正に行わず、又は漁港管理者として適当でないと認める場合には、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。

4 農林大臣は、第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとする

るとき、又は前項の規定により漁港管理者の指定を取り消そうとするときは、公聴会を開かなければならない。

5 第一項の指定及び第三項の取消は、告示とする。
(漁港管理者の職責)

第二十六條 漁港管理者は、漁港管理計画及びこれを実施するために必要な漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持管理をする責に任ずる。

(漁港管理会の設置及び権限)

第二十七條 漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために、漁港に、漁港管理会を置かなければならない。但し、第一種漁港、水産業協同組合が漁港管理者たる漁港及び農林大臣が漁港審議会の議を経て指定した漁港については、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港管理会を設置したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

3 漁港管理者は、漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

(漁港管理会の組織)

第二十八條 漁港管理会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長又は水産業協同組合の代表者(代表者が数人ある場合

には、その数人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者の中から互選せられた者七人

二 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の市町村長が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人(第一種漁港における漁港管理会については一人)

三 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から農林大臣が推薦した者について、漁港管理者が任命した者一人(第三種漁港及び第四種漁港における漁港管理会に限る。)

5 漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、各市町村又は各都道府県ごとに前項第一号から第三号までに規定する員数の委員を互選し、又は任命する。

6 農林大臣は、漁港の所在地が二

以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合その他特別の事由がある場合には、漁港審議会の議を経て、第四項各号の委員の定数を変更することができる。

7 同一市町村の区域内に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港ごとに漁港関係区域を定めることができる。この場合には、第四項第一号中「市町村の区域」とあるのは「漁港関係区域」と読み替えるものとする。

8 第六項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示でする。

9 第四項第一号の委員の選挙に關し必要な事項は、條例で定める。(委員の任期)

第二十九條 漁港管理会の委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の改選の請求と罷免)

第三十條 第二十八條第四項第一号の委員の選挙権を有する者は、條令の定めるところにより、その市町村の区域又は漁港関係区域におけるその総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該区域に属する者の中から選挙された委員の改選を請求することができる。

2 前項の場合には、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九條第二項から第四項までの規定(委員の解職の請求に關する

規定)を準用する。この場合において、同條第二項中「三分の一」とあるのは「二分の一」と読み替えるものとする。

3 漁港管理者は、第二十八條第四項第一号の委員以外の委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、その意見を尊重してこれを罷免することができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により委員の罷免について漁港管理会の意見を徴しようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。

(都に關する特例)

第三十一條 第二十八條及び前條中「市町村又は市町村長」とあるのは、都の区のある区域においては、「都」又は「都知事」とする。

2 第二十八條第四項第三号の規定は、都の区のある区域にある漁港における漁港管理会については、適用しない。(議決方法)

第三十二條 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数

のときは、会長の決するところによる。(委員の実費弁償)

第三十三條 漁港管理会の委員は、漁港管理規程の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けることができる。

(漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四條 漁港管理者が漁港の維持管理をする場合には、漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは制定又は変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港管理計画においては、施行中の漁港修築事業に属するものを除き、左の各号に掲げる事項の基本について、必要な計画を定めなければならない。

一 漁港施設の維持、保全及び運営その他漁港施設の維持管理に關する事項

二 漁港の維持管理のための收支に關する事項

三 前各号に掲げるものの外、漁港の維持管理に關し必要な事項

3 漁港管理計画及び漁港管理規程は、公示しなければならない。

4 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、模範漁港管理計画例及び模範漁港管理規程例を定めることができる。

(利用の対価の徴収)

第三十五條 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところ

により、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

(土地、水面等の使用及び取用)

第三十六條 第二十四條の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。

一 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。

二 土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く)を使用し、又は取用すること。

3 第二十四條第四項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。(漁港施設の処分の制限)

第三十七條 漁港施設の所有者又は占有者は、農林大臣の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、質貸又は収去その他の処分をしてはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合に、この限りでない。

2 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(漁港施設の利用)

第三十八條 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

(漁港の保全)

第三十九條 漁港の区域内の水域において、工作物の建設、土砂の採取、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面の一部の占用(公有水面の埋立による場合を除く)をしようとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合に、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の建設、採取、放流、放棄又は占用が漁港修築事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を與えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、同項の規定に違反して建設された工作物の除却その他原状回復を命ずる

ことができる。

4 漁港の区域内における公有水面の埋立については、都道府県知事は、農林大臣の認可を受けなければならない。但し、第一種漁港の区域内の埋立であつて当該漁港の利用を著しく阻害しないものについては、この限りでない。

5 農林大臣は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠損、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物が漁港に及び得る虞のある危害を防止するために必要な施設をすべきことを命ずることができ、この場合においては、あらかじめ、当該所有者又は占有者の意見を聞かなければならない。

6 第三項の規定による除却その他の原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とし、前項の規定による施設に要する費用は、当該所有者又は占有者の負担とする。

第六章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十條 農林大臣は、第三條に掲げる施設であつて、漁港の区域内にないものについても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知する。

(農林大臣の調査、測量及び検査) 第四十一條 農林大臣は、第五條の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するため必要があると認めるときは、漁港関係者若しくはその組織する団体に對し

必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができ、

2 農林大臣は、必要があると認められる場合には、漁港修築事業の施行者又は漁港管理者に対し、その事業の施行若しくは職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該官吏に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第一項の場合には、農林大臣は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(運輸大臣に対する協議)

第四十二條 農林大臣は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八條第一項の認可をし、又は第三十九條第一項の許可をし、しようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

(訴訟) 第四十三條 この法律若しくはこれに基く命令又は漁港管理規程によつてした行政の処分不服のある者は、農林大臣に訴願することができる。

2 前項の規定による訴願の提起が

あつた場合には、農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。

3 漁港審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該訴願の提起者又は代理人に對し公開による聽問をしなければならない。

(農林大臣の職務の委任) 第四十四條 この法律に定める農林大臣の職務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(都の区のある区域においては区長)に行わせることができる。この場合には、第四十一條第二項中「当該官吏」とあるのは「当該官吏」と読み替へるものとする。

第七章 罰則

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第五項の場合において、農林大臣の許可を受けないで他人の土地又は水面に立ち入つた者

二 第二十四條第二項の場合において、農林大臣の許可を受けないで他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者

三 第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第三十九條第一項の許可を受けないで、同項の建設、採取、放流、放棄又は止用をした者

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第二項の許可を受けないで、漁港修築事業の施行を委託した者

二 第二十二條第一項の規定に違反した者

三 第三十八條第一項の認可を受けないで、基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

四 第四十一條第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をした場合において、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、その行為をした者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の刑を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で、政令で定める。但し、第二十條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行後、漁港管理者が設置されるまでの間は、漁港管理者

は、第二十七條第三項の規定にかかわらず、その権限を行うことができる。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行うものに対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

第四條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

第七條の六第一項中瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の項の次に次の一項を加える。

漁港審議会(昭和 年法律第 号)の施行に關する事項を調査審議すること。

同條第二項中「漁業法」の下に「漁港審議会については、漁港法」を加える。

4 河川法の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。
漁港法(昭和 年法律第 号)ニ規定スル漁港ノ区域ニ付

キ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲナサムトスルトキハ当該地方行政庁ハ農林大臣ニ協議スヘシ

(木下辰雄君登壇、拍手)

○木下辰雄君 只今議題となりました漁港法案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

先ず漁港法制定の趣旨について申し上げます。戦争によつて大半を失いました漁船は急速に再建されまして、今日戦前の水準に達したばかりでなく、その型も漸次大きくなつて参りましたが、漁船の基地であり、且つ漁業の根拠地でもありますところの漁港の設備が甚だ不完全でありますために、漁業の生産能力が甚だしく害せられておるばかりでなく、暴風雨等の場合には漁船の難破が頻々として起り、人命を損ずることも多く、誠に遺憾に堪えない次第であります。従つてこれを速かに整備いたし、且つその適正なる維持管理をすることが極めて必要な事項と相成つたのであります。第一国会以来、全国漁民の熱望に応えるために、参事兩院の水産委員会が協力いたしましていろいろ法案について検討いたして参つたのであります。今回衆議院

水産委員長長の提出法案として、この漁港法が衆議院に提出、可決されました。本院に送付されたのであります。法案は全部で七章四十七條から成つております。

次に本法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

本法の目的は、漁港を整備し、その維持管理を適正にして、水産業の発達を図り、国民生活の安定と国民経済の発展に寄與することであり、次は漁港の指定でありまして、従来の漁港の外に、尚、漁港として将来施設を要すべきものが相当ありますので、農林大臣は漁港審議会の議を経て、且つ関係都道府県知事の意見を徴して、その名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行うことになつております。即ち漁港はその利用範囲によりまして、これを第一種から第四種までに分類されております。第一種漁港と申しますものは、市町村又は漁業協同組合の区域を専ら利用範囲とするものでありまして、従来の鰯漁、こういいうものがそれに含まれております。第二種漁港とは、第一種漁港よりも少し大きく、都道府県又は一地方程度を利用の範囲としている漁港であります。第三種漁港とは、その利用範囲が全国的なものであります。いわゆる大漁港であります。第四種漁港とは、離島のその他辺陲の地にあつて、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な地域にある漁港でありまして、いわゆる避難港であります。次は漁港に関する重要事項を調査審議するために漁港審議会を置くことになつております。委員の数は九人でありまして、そのうち一人は水産

庁長官で、他の八人は漁港に関する知識と経験のある者の中から兩院の同意を得て内閣総理大臣が任命することに相成つております。その任期は三年であります。次は漁港の修築であります。農林大臣は漁港審議会の意見を徴して漁港の整備計画を立て、更に閣議の決定を経て国会に提出し、その承認を受けなければならぬことに相成つております。この審議会の委員というものは非常に権威がありまして、大体この委員会が立案したものは農林大臣が取次ぐという程度でありまして、その審議会において整備計画は殆んど決定的に立てるといふ建前でありまして、その立てました整備計画は、今申しましたように国会の承認を受け、かように相成つております。次に漁港の維持管理について万全を期すために政府は漁港管理者を指定することに相成つております。その漁港管理者は、漁港管理会を設けて漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させることに相成つております。以上が本法案の要旨であります。

委員会におきましては、四月の十日、十一日、十二日、十四日と、四回委員会を開きました。十二日の委員会に本多國務大臣を招致いたしました。目下立案中の港灣法との関係につきましていろいろ質問いたしました。本多國務大臣は、明後日あたりまでに若し港灣法が閣議にかならなければ、本国会には到底提出の見込みはないから、そのまま進行して貰いたいというような発言があつたのであります。その四日に亘り慎重審議をいたしました。が、本案は当初から兩院の委員が協調して

作成いたしましたものでありますので、質疑等も少く、討論に当りましては、社会党の青山委員、民主党の田中委員、緑風会の江熊委員から賛成意見があり、西山、矢野、尾形の諸君の賛成がありまして、全員一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、北海道開発法案、日程第三、賠償令臨時設置法の一部を改正する法律案、日程第四、日本政府在外事務所設置法案(いづれも内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

審査報告書

北海道開発法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十一日
内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
大隈 信幸 梅津 錦一
町村 敬貴 竹下 豊次
堀 眞琴 島津 忠彦
小杉 繁安

附則第一項中「同年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
北海道における資源を総合的に開発して、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するために、北海道総合開発計画を樹立し、これに関する調査、立案及び実施に関する事務の調整等に於ける機関として、長官以下常勤の職員その他、非常勤の參與十名、審議会の委員二十名以内からなる北海道開発庁を総理府の外局として設置する等の措置は適當であると認められた。但し当委員会においては、この法律の成立見込期日が四月一日以降となつたため、施行期日の一部を繰り下げる必要があるため、別冊のとおり修正を加えた。

二、事件の利害得失
この措置により、北海道の開発並びに国民経済の発展に寄與し得る。

三、費用
本法施行のため昭和二十五年一度一般会計歳出予算に八百余万円が計上されている。

北海道開発法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

する。

昭和二十五年三月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

北海道開発法案

北海道開発法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

(北海道総合開発計画)

第二條 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画(以下「開発計画」という。)を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年から当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、北海道における土地、水而、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

(関係地方公共団体の意見の申出)

第三條 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(北海道開発庁の設置)

第四條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、北海道開発庁を設置する。

2 北海道開発庁の長は、北海道開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開発庁の所掌事務の範囲及び権限)

第五條 北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開発庁に置かれる特別な職)

第六條 北海道開発庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第七條 北海道開発庁に、参與十人以上を置き、庁務に参與させる。

2 参與は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

3 参與は、非常勤とする。

(北海道開発審議会)

第八條 北海道開発庁に北海道開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第九條 審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基いて北海道開発庁長官に建議することができる。

2 審議会は、北海道開発庁長官の諮問に應じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

第十條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 北海道知事

四 北海道議会議長

五 学識経験のある者 十人以上

2 委員の任期は、二年とする。但

し、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることが出来る。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会長は、会務を総理する。

6 前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(職員)

第十一條 北海道開発庁に置かれる職員は、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十二條 北海道開発庁に置かれる職員は、別に法律で定め

る。

附則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 北海道開発庁は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年年度において国の施行する北海道の開発に関する事業に関し、必要な事項を調査することができる。

3 総理府設置法の一部を次のように改正する。

第十七條中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

第十八條中

行政管理庁 置法(昭和二十三年法律第七十七号)

を

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号) 北海道開発法(昭和二十五年法律第

に改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的な開発に関する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附屬機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

4 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「行政管理庁」を「北海道開発庁」に改める。

審査報告書

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書添えて、報告する。

昭和二十五年四月十日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

竹下 豊次 町村 敬貴

堀 眞琴 小林米三郎

横尾 龍 島津 忠彦

浅岡 信夫 カニエ邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

賠償施設処理費の全部及び特殊財産処理費の一部の経理を大蔵省から賠償庁に移管することは、必要な措置であると認められた。

二、事件の利害得失

この措置により事務の合理化を計り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月三十一日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)
賠償干臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償干臨時設置法の一部を改正する法律

賠償干臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第一條第五号から第七号までを第六号から第八号までとし、第四号の次に第五号として次の一号を加える。

五 賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理に関する事項
同條に第九号として次の一号を加える。

九 略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理に関する事項

第六條中「第四号」を「第五号」に改める。

第七條中「第五号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。

第八條第二項中「第一條第七号」を「第一條第八号」に改める。

附則

公布の日から起算して、昭和二十五年四月一日から起算する日施行する。

審査報告書

日本政府在外事務所設置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十一日
内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤 尚武殿

多数意見者署名

町村 敬貴 竹下 豐次
梅津 錦一 大隈 信幸
島津 忠彦 小杉 繁安
堀 眞琴

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国最高司令官總司令部の日本政府あての覚書により、通商貿易の振興を図るとともに米國在留日本人の戸籍事務及び財産問題処理のため、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロスアンゼルス、ホノルル、シアトルの各市に在外事務所を設置しようとするのであり、適當の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、米國との連絡を一層緊密にし得る利益がある。三、費用
本法施行のため昭和二十五年度一般会計予算において、約一億二千万円程度の支出が見込まれている。

日本政府在外事務所設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月八日
衆議院議長 幣原 喜重郎
参議院議長 佐藤 尚武殿

衆議院議長 幣原 喜重郎

日本政府在外事務所設置法案
日本政府在外事務所設置法案
(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本政府在外事務所を設置及び所掌事務並びに

これに置かれる職員及びその給與について規定することを目的とする。
(日本政府在外事務所の設置)

名	称	位	置
在ニューヨーク日本政府在外事務所		アメリカ合衆国ニューヨーク市	
在サンフランシスコ日本政府在外事務所		アメリカ合衆国サンフランシスコ市	
在ロスアンゼルス日本政府在外事務所		アメリカ合衆国ロスアンゼルス市	
在ホノルル日本政府在外事務所		アメリカ合衆国ホノルル市	
在シアトル日本政府在外事務所		アメリカ合衆国シアトル市	

第二條 外務省の在外公館として、日本政府在外事務所(以下「在外事務所」という。)を置く。その名称及び位置は、左の通りとする。

2 特別の必要がある場合において

は、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、在外事務所を増設することができる。
(在外事務所の所掌事務)

第三條 在外事務所は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 所在国との間の貿易の振興を図ること。
二 所在国との間の貿易について所在国の市況及び経済事情を調査すること。
三 所在国の貿易及び商事情を調査すること。
四 本邦の貿易及び商事情を調査すること。
五 貿易に関する情報を提供すること。
六 本邦の商品の見本を展示し、及び本邦との貿易について本邦の経済事情に関する情報を提供すること。

第四條 在外事務所は、所長を置く。
(在外事務所所長)

第五條 在外事務所所長は、外務大臣の命を受けて、在外事務所事務を統括する。
第六條 在外事務所所長に事故があり、

又は在外事務所所長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員がその事務を代理する。
(職員)

第五條 在外事務所には、外務省の職員(以下「職員」という。)は、外務省の職員とする。
(職員の給與)

第六條 職員には、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による給與の外、在勤手当及び住居手当を支給する。
(在勤手当)

第七條 職員には、任所に到着した日の翌日から離国又は他の任所への転勤を命ぜられて任所を出発する日の前日まで、在勤手当を支給する。

第八條 職員が一時帰国を命ぜられた場合においては、任所を出発した日から任所に帰着する日まで、在勤手当を支給する。

第九條 職員が任所において死亡し、又は離職した場合には、その死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。
(住居手当)

第十條 職員の配偶者が職員の任所にある場合においては、その配偶者が任所に到着した日の翌日からその配偶者の離国又は職員の転勤のために任所を出発する日の前日まで、その職員に住居手当を支給する。

第十一條 職員が任所において死亡し、若しくは離職した場合又は職員の配偶者が職員の任所において死亡し

た場合においては、その職員の死亡若しくは離職の日又はその配偶者の死亡の日の属する月分までの住居手当を、それぞれその配偶者又は職員に支給する。但し、職員が任地において死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡の日から九十日をこえない期間において、その配偶者に住居手当を支給することができる。

第九條 在勤手当及び住居手当の支給額は、別表に定める額とする。

2 在勤手当及び住居手当は、十二分して毎月支給する。

3 職員に対して支給する在勤手当及び住居手当の号別は、外務大臣が定める。

(在勤手当及び住居手当の日割計算の方法)

第十條 第七條第一項若しくは第二項又は第八條の規定によつて在勤手当又は住居手当の日割計算をする場合においては、その月分の額は、手当月額に勤務した日数を乗じた額をその月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数で除した額とする。

(給與の支拂)

第十一條 一般職の職員の給與に関する法律によつて職員に支給される給與の支拂は、職員が指定する者にすることができる。

(扶養手当を支給しない場合)

第十二條 職員の扶養親族が任所にある場合においては、その職員に

対しては、一般職の職員の給與に関する法律第十一條に規定する扶養手当で当該扶養親族に係るものは支給しない。

第十三條 第三條各号に掲げる事務に關して在外事務所において手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

別表

号	手当	在勤手当年額	住居手当年額
一	号	五、八〇〇米ドル	
二	号	五、五〇〇米ドル	
三	号	五、一〇〇米ドル	
四	号	四、八〇〇米ドル	
五	号	四、五〇〇米ドル	一、二〇〇米ドル
六	号	四、二〇〇米ドル	
七	号	三、九〇〇米ドル	
八	号	三、六〇〇米ドル	
九	号	三、四〇〇米ドル	
十	号	三、二〇〇米ドル	

〔河井彌八君答覆、拍手〕

○河井彌八君 只今上程せられました北海道開発法案、賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案及び日本政府在外事務所設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず北海道開発法案について申し上げます。

本法案は、国民経済の復興と人口問題の解決に資するために、我が国としては未開發資源の今尙豊かに存在するところの北海道の総合的、統一的の開発に關して、その基本的事項を規定す

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 在外事務所所長が統括する第三條各号に掲げる事務の処理に關しては、他の法令中「領事」又は「領事官」とあるのは「日本政府在在外事務所所長」と、「領事館」とあるのは「日本政府在在外事務所」と、それぞれ読み替えるものとする。

これがため総理府の外局といたしまして國務大臣を長とする北海道開発庁を設けたいとして、長官の下に次長以下常勤の職員を置き、尙、開発事業実施面を担当する關係各省の次官、局長等をば、非常勤の参事として提携連絡の任に當らしめざるべきであります。尙その外に、北海道総合開発企画の立案に關しましては、広く各方面の知識経験を活用することを目的といたしまして、北海道開発庁の附屬機関といたしまして北海道開発審議會を置くことに規定いたしましたのであります。この

北海道開発審議會は委員二十名以内を以て組織いたしました。衆議院、参議院の議員の中から選ばれた委員八名、北海道知事、北海道議會議長及び学識経験ある者十名以内を以てこれを組織するのであります。内閣総理大臣がこれを任命することになつていたのであります。北海道の総合開発計画につきましては、事実上すでに昨年の四月から政府において閣議決定に基きまして北海道開発審議會というものを設けてあるものであります。そうして、この審議會において研究を重ねて現在に至つておるのであります。今回その研究の結果に基いて、この法律案が提出せられる順序となつた次第であります。尙この法律案は本年六月一日から施行されることになつていたのであります。が、それまでの間に只今申述べました北海道開発審議會というものを法制化したとして、引續いて北海道開発に關する施策を調査審議せしめることといたしました。そうしてそれをば、この法律によつてできますところの北海道開発庁に引續ぐことになつていたのであります。尙この調査研究に基きまして開発事業が実施せられますのは明年度以降ということになるのであります。

委員会におきましては、この案に對しまして委員会を開催いたしますこと前後五回、そうしてそのうち二回は建設委員会との連合会を開催して慎重に審議を進めたのであります。これは本案の立法の趣旨、目的等、概ね妥當なものとして認めまして、委員会におきましては全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。ただ附則の第一項

未段の審議會設置の期日の点、「四月一日」とありますのをば、この法律の「公布の日」と修正をいたしましたのであります。この点一つ修正を加えたということをお申述べ、置く次第であります。

この審議會に當りまして委員会において特に問題となりました重要な点を三申上げます。

その一は、何故に特に北海道のみを取上げて開発計画を立てようとするのであるか、国内の他の諸地域にも、殊に陽度の高い、開発の効果的に行われれる地域が少からずあるのであるが、これを差措いて北海道のみを特別に取上げる理由は何であるかということ、少くとも北海道の開発につきましては、国全体の総合開発計画を立てて、それを前提として或いはその一環として考へらるべきものではないか、そういう総合的の国土計画と無關係に北海道の開発を取上げるといふのはどういふわけであるかという、相當強い意見が出たのであります。これに對しまして政府は、国土の総合開発計画との關連については十分慎重な研究を加えて来たのである、而して今後においても飽くまでもその計画の一環として北海道開発の計画を立てて行くつもりであるという、はつきりした答をいたしたのであります。而して北海道は他の諸地域と違ひまして、すでに開拓を始めてから八十年の歴史を持つてゐるのに、まだ遅々として開発の見べきものがない、然るに滿州の開発に重点が注がれましてそちらに開発の主力が移つたために、北海道の開発予定というものは半ばにも達しない実情に

あるのである、これはどうしてもこれまでのような行き方では到底所期の目的を達することはできないのであるから、国で以てこれを特にこの際取上げなければならぬということを申ししたのであります。尚、北海道の現状について申し上げますれば、開拓可能の農地が百六十万町歩もあるというのであります。その中で現在開拓されているものが七十万町歩ということであり、

きましても、その内容及びその人選の重点をどこに置くかという点について議論があつたのであります。結局政府は重要国策の一つであるこの諮問機関としての開発審議会には両院議員を入れて、そうして国民の代表たる議員の力によるのである、それから又それぞれ専門的人を配置いたしました、審議会の効果を十分に挙げようということを考へておられることである。

これは政府の原案に対して審議院において附則に修正を加えてあるものであります。即ちこれは「昭和二十五年四月一日から施行する。」と書いてあります。その法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」と衆議院で修正をいたしました、本院に送付した。これが原案であります。

おいては、すでに大蔵省所管から賠償庁の所管に組替へて計上してあることは、すでに予算の通過している今日において明瞭な、確実な事実であります。それから事務の移管が事務を処理する上においてどう都合がよくなるかということ、これは勿論実務官庁の主管に移すということが適當であるという簡単な説明であります。尚、最後にこの経理上取扱つたこれまでの価額と今後の取扱の価額はどのくらいであるかという質問もあつたが、もう大体片付きました。数字をここに特に申し上げますが、その程度に止めて置きます。尚、改正について賠償庁の定員には異動はないということ、委員会において審査した結論といたしましては、この改正によりまして事務の簡素化及び能率が上がるであろうということを期待するという結論であります。

第三の要点は、北海道の開発についてどんなに立派な計画ができて、これを企画する面とこれを実施する面とが直結して行われないならば効果を挙げることはできない、総理府に置かれるところのこの北海道開発庁と、事業の実施機関であるところの各省及び北海道庁と、この三つのものが極めて密接な関係を持つて協調をしてこの仕事を実行するのだけならば、折角かような計画を立てようとしたとしても、その目的は達せられないことなるであらう、これに対して過去の実績を挙げて、そうして強い質疑が町村委員から出たのであります。政府はこれに對してどういふ成算があるかということ強く質問されたのであります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

かようにいたしました。この法律案も全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。最後に日本政府在外事務所設置法案の委員会の内容を申し上げます。先ず木法案によつて在外事務所を置くことになりました動機について申し上げますれば、連合軍の總司令部から、アメリカ合衆国の政府の意向といたしましてアメリカ合衆国内に日本政府在外事務所を設置するようにという本年二月九日附の覚書を日本政府が受領いたしましたのであります。この覚書は、日米両国間の通商貿易の振興を図り、併せて米國在留邦人の戸籍と財産に関する事務を処理するために、

第二の点は、国が北海道の総合開発計画を実施することは、地方公共団体たる北海道自体の開発計画を、これが拘束することになる、従つてこの法律は憲法第九十五條の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」になりにしないかという質疑も出たのであります。これに對しまして政府は、この法律案は北海道という一つの地域の資源開発ということを対象としてはおるけれども、公共団体たる北海道そのものを対象としてこれを拘束するものではないから、憲法第九十五條には抵触しないといふことを申しております。尚その上に、北海道のこの開発計画の審議機関即ち北海道開発審議会のメンバーといはしまして北海道の知事及

委員からこれを要求して各実施機関にこれを移すというふうにしておる、かような面から申ししても、ばらばらな無統制な実行方法は予想することができない、必ずこれは統一ある実施をいたすのであるといふことを明言いたしましたのであります。

委員におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を買しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱はせるといふことは正しいのであるといふ説明でありました。それから昭和二十五年の予算に

委員におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を買しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱はせるといふことは正しいのであるといふ説明でありました。それから昭和二十五年の予算に

きましても、その内容及びその人選の重点をどこに置くかという点について議論があつたのであります。結局政府は重要国策の一つであるこの諮問機関としての開発審議会には両院議員を入れて、そうして国民の代表たる議員の力によるのである、それから又それぞれ専門的人を配置いたしました、審議会の効果を十分に挙げようということを考へておられることである。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

委員におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を買しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱はせるといふことは正しいのであるといふ説明でありました。それから昭和二十五年の予算に

きましても、その内容及びその人選の重点をどこに置くかという点について議論があつたのであります。結局政府は重要国策の一つであるこの諮問機関としての開発審議会には両院議員を入れて、そうして国民の代表たる議員の力によるのである、それから又それぞれ専門的人を配置いたしました、審議会の効果を十分に挙げようということを考へておられることである。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

委員におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を買しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱はせるといふことは正しいのであるといふ説明でありました。それから昭和二十五年の予算に

きましても、その内容及びその人選の重点をどこに置くかという点について議論があつたのであります。結局政府は重要国策の一つであるこの諮問機関としての開発審議会には両院議員を入れて、そうして国民の代表たる議員の力によるのである、それから又それぞれ専門的人を配置いたしました、審議会の効果を十分に挙げようということを考へておられることである。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

委員におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を買しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱はせるといふことは正しいのであるといふ説明でありました。それから昭和二十五年の予算に

きましても、その内容及びその人選の重点をどこに置くかという点について議論があつたのであります。結局政府は重要国策の一つであるこの諮問機関としての開発審議会には両院議員を入れて、そうして国民の代表たる議員の力によるのである、それから又それぞれ専門的人を配置いたしました、審議会の効果を十分に挙げようということを考へておられることである。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておられるの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、この所掌事務に改正を加えるというものがこの法律案の内容であります。改正はどうか点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理を賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

委員におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を買しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱はせるといふことは正しいのであるといふ説明でありました。それから昭和二十五年の予算に

ニューヨーク、サンフランシスコ、ロス、アンゼルス及びホノルルの四ヶ所に日本政府の在外事務所を設置するようというアメリカ合衆国の日本政府に対する招請であります。日本政府は、貿易の振興と在米邦人保護の重要性に鑑みまして、この招請をば欣然受諾することにしたのであります。更にその後シアトルにも在外事務所を設置するようというアメリカ政府の提案がありまして、これも又日本政府は喜んでお受けしたのであります。そこで政府は速かにこれを実現して、アメリカ合衆国に日本政府の在外事務所を設置しようとするために、在外事務所を設置し、組織、所掌事務並びに在外事務所に置かれる職員及びその給与等の大綱を規定いたしました。この法案を提出いたしましたのであります。かようにいたしましたので、この在外事務所を設置するというのは、日本が国際社会へ復帰する第一歩を印するものでありまして、極めて重要であります。又日本の貿易を進展させる上においても多大の便宜を得られることは申すまでもないのであります。

そこで、この法案の内容を簡単に申し上げますと、合衆国内にこの法律によつて設置せられる事務所は先に申しました五ヶ所でありまして、尙今後必要に応じては政令を以てアメリカ合衆国内又はその他の国々にも在外事務所を設置することができることとしたのであります。この在外事務所所の所掌事務は、領事館が行なつております事務のうち特に限られた範囲を行うことでありまして、領事館とは権限がおのずから狭くなつてお

ります。即ち所在地の地方官憲と交渉をいたしたり或いは旅券に関する事務のごときもは含まれておらないのであります。それからこの在外事務所所の職員はすべて外務省の職員といたしまして、外務大臣の指揮監督の下に置くことにして、指揮系統の混乱を防ぐことに意を用いてあります。それから尙この職員には、仕事の特殊性に鑑みまして、一般職員に給せられる給与の外に尙在勤手当と住居手当を支給せられることになつておりました。その支給の方法、その額等については詳細規定があるのであります。

この法律案の審議につきましては、内閣外務通合委員会を一回閉じました。又内閣委員会を二回閉じました。その委員会において明らかにした事項致点を申上げて置きます。第一は、五ヶ所に設置されます在外事務所には、所長の外に所員二名又は三名、補助職員三名又は四名の職員が置かれるというのであります。これら五つの在外事務所の所要経費は本年度一億二千三百万円でありまして、そうしてこのために外務省の定員を増加することはいたさなないというのであります。そうして大体この事務所はいつまで継続するのかと言へば、講和條約が成立する頃までの暫定的なものであるというのであります。第二点といたしましては、将来在外事務所を設置する場合には、法律改正の手續によらずして政令によることであるという規定があるのであります。法律によらずして増置することは不当ではないかという法律論がありました。ところが、これに對しまして、今日の貿易状

態は全く貿易の状態であるが故に、海外貿易の振興のために一日も早くこの海外貿易の状態をよく知ることが必要であるのであるから、相手国が在外事務所を設置することを承諾した場合に事務を逸せず速かにこれを設置する必要がある、すでに在外事務所がどういふことをするかという権限等はこの法律によつてはつきり規定してあるのであるから、設置する場所を決めるといふことは機宜の処置を認めて政令によつてやるのが適當であるといふことを答えたのであります。第三には、在外事務所を指揮する系統と通商産業省との關係はどういふふうになるかといふことでありまして、これは勿論密接な關係がなければならぬといふことは當然であります。通商産業大臣が在外事務所長に對して指揮権をとるといふことは適當でないで、これはすべて外務大臣を経て通商産業大臣の意見をこれに伝えるということになるという説明であります。その外、尙沢山の質疑がありました。本案の可否を御決定下さりますには大体以上のよう

な報告で足りるかと思っておりますから、それは省きます。討論に入りまして、梅津委員から、政府は将来この五ヶ所の在外事務所の外に尙得る限り他の国にも早く在外事務所を増置するよう努力せられたいといふ強い希望が述べられたのであります。そうして本案に賛成をせられたのであります。かようにいたしましたので、委員会は全会一致を以てこの法律案を可決すべきものと議決いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず北海道開発法案全部を問題に供させていただきます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に賠償準備時設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

一 禁、以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることになくなつた後、三年を経過しない者

二 許可の申請前三年以内に、第五條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者

三 住居の定まらない者

四 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第六号に該当しない場合を除くものとす

五 破産者で復権を得ないもの

六 第二十五條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

七 同居の親族のうち前号に該当する者又は営業の停止を受け

ている者のある者

八 第一号から第六号までの一に該当する管理者を置く者

九 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第六号までの一に該当する者がある者

十 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定められた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

2 公安委員会は、許可をしないことを決定しようとするときは、当

該申請者の意見を聴き、且つ、申請者が許可を受けるためにする証拠の提出を許さなければならぬ

3 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない

(営業内容の変更)

第四條 質屋は、同一公安委員会の管轄区域内において営業所を移転し、又は管理者を新たに設け、若しくは変更しようとするときは、命令で定める手続により、管轄公安委員会の許可を受けなければならない

2 質屋は、廃業したとき若しくは長期休業をしようとするとき又は第二條第一項の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令で定める手続により、管轄公安委員会に届け出なければならない

3 質屋が死亡したときは、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない

(無許可営業の禁止)

第五條 質屋でない者は、質屋営業を営んではならない

第六條 質屋は、自己の名義をもつて、他人に質屋営業を営ませてはならない

(保管設備)

第七條 公安委員会は、火災、盗難等の予防のため必要があると認めるときは、質屋の設けるべき質物の保管設備について、一定の基準

を定めることができる

2 公安委員会は、前項の基準を定めた場合は、一定の公告式により、これを告示するものとする

3 第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合には、質屋は、当該基準に従い質物の保管設備を設けなければならない

(許可証)

第八條 公安委員会は、第二條第一項の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない

2 前項の許可証は、命令で定める手続により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない、その効力を失う

3 許可証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める

4 第一項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令で定める手続により、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない

(許可証の返納)

第九條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令で定める手続により、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない

一 許可証の有効期間が満了したとき

二 廃業したとき

三 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき

四 許可を取り消されたとき

2 質屋が死亡した場合において、第四條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない

3 法人が合併以外の事由に因り解散し、又は合併に因り消滅したときは、合併以外の事由に因る解散の場合にあつては清算人又は破産管財人、合併の場合にあつては消滅した法人の役員であつた者は、第一項の規定により、許可証を返納しなければならない

(許可の表示)

第十條 第二條第一項の許可を受けた者は、営業所の見易い場所に、命令で定めるところにより、許可証を受けたことを証する表示をしなければならない

(手数料)

第十一條 都道府県公安委員会から第八條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令で定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を固庫に納めなければならない

2 前項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令で定め

る

3 市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第八條の規定による許可証に関する事務について、手数料を徴収す

る場合においては、その額は、千円をこえることができない

(営業の制限)

第十二條 質屋は、その営業所又は質屋主の住所若しくは居所以外の場所において物品を質に取つてはならない

(確認及び申告)

第十三條 質屋は、物品を質に取るうとするときは、命令で定める方法により、質屋主の住所、氏名、職業及び年令を確認しなければならない。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない

(帳簿)

第十四條 質屋は、命令で定める様式により、帳簿を備え、質契約並びに質物返還及び流質物処分をしたときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない

一 質契約の年月日

二 質物の品目及び数量

三 質物の特徴

四 質屋主の住所、氏名、職業、年令及び特徴

五 前條の規定により行つた確認の方法

六 質物返還又は流質物処分の年月日

七 流質物の品目及び数量

八 流質物処分の相手方の住所及び氏名

第十五條 質屋は、前條の帳簿を廃棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受

けなければならない。
2 質屋は、前條の帳簿を損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。
(質受証)
第十六條 質屋は、質契約をしたときは、質札又は通帳を質置主に交付しなければならない。
2 質札及び通帳の様式並びにこれに記載すべき事項は、命令で定める。
(揭示)

第十七條 質屋は、左の事項を営業所内の見易い場所に揭示しなければならない。
一 利率
二 利息計算の方法
三 流質期限
四 前各号に掲げるものの外、質契約の内容となるべき事項
五 営業時間
2 前項第三号の流質期限は、質契約成立の日から三月未満の期間で定めてはならない。
3 質屋は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る揭示の内容と異り、且つ、質置主の不利となるような質契約をしてはならない。
4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該揭示の内容によりされたものとみなす。
(質物の返還)
第十八條 質置主は、流質期限前は、いつでも元利金を弁済して、その質物を受け戻すことができる。

この場合においては、質置主は、質札を返還し、又は通帳に質物を受け戻した旨の記入を受けるものとする。
2 質屋は、質置主又は質物の受取人について正当な権限を有することを証するに足りる資料を呈示した者以外の者に質物を返還してはならない。
(流質物の取得及び処分)
第十九條 質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。但し、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利息並びに流質期限経過後の利息に質契約を更新したとすれば支拂うことを要する利息に相当する金額を支拂つたときは、これを返還するよう努めるものとする。
2 質屋は、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第十五條第二項の規定にかかわらず、同法第一條第三項の市場において、流質物の売却をすることができる。
(質物が滅失した場合等の措置)
第二十條 災害その他の事由に因り、質物が滅失し、若しくは損し、又は盗難にかつた場合においては、質屋は、遅滞なく、当該質物の質置主にその旨を通知しなければならない。
2 災害その他の他質屋及び質置主双方の責に帰することのできない事由に因り、質屋が質物の占有を失つた場合においては、質屋は、その質物で担保される債権を失う。

質屋は、その責に帰すべき事由に因り、質物が滅失し、若しくは損し、又は盗難にかつた場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。
(品蝕)
第二十一條 警察署長又は警察署長は、必要があると認めるときは、質屋に対して、その物の品蝕を免すことができる。
2 質屋は、前項の品蝕を受けたときは、その品蝕書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。
3 質屋は、品蝕を受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品蝕に相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。
(盗品及び遺失物の回復)
第二十二條 質屋が質物又は流質物として所持する物品が、盗品又は遺失物であつた場合においては、その質屋が当該物品を同種の物を取り扱う業者から善意で質に取つた場合においても、被害者又は遺失主は、質屋に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから一年を経過した後においては、この限りでない。
(差止)
第二十三條 質屋が質物又は流質物として所持する物品について、その物又は遺失物であると疑うに

足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該質屋に対し、三十日以内の期間を定めて、その物品の保管を命ずることができる。
(立入及び調査)
第二十四條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、質屋の営業所及び質物の保管場所に立ち入り、質物及び第十四條の規定による帳簿を検査し、又は関係者に質問することができる。
2 前項の場合においては、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係者に、これを呈示しなければならない。
(許可の取消又は停止)
第二十五條 公安委員会は、左の各号の一に該当する場合において必要があるとき認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋営業の停止を命ずることができる。
一 質屋が他の法令に違反して、禁じ以上の刑に処せられたとき、又は罰金の刑に処せられたとき、又は罰金の刑に処せられた場合が質屋として不適当なとき。
二 質屋が第三條第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき、又は質屋が法人である場合においてその業務を行う役員のうち第三條第一項第一号若しくは第三号から第六号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に

第五條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられた者が質屋として不適当な者があつたとき。
三 質屋の法定代理人が第三條第一項第一号、第三号若しくは第六号に該当し、若しくは該当するに至つたとき又は許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられた者が質屋として不適当なとき。
四 質屋、その代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。但し、質屋の代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反した場合においては、質屋が無能力者である場合においてはその法定代理人がその代理人又は使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、この限りでない。
五 質屋が正当の理由なくしてその許可証の更新を受けないとき。
2 以上の営業所を有する質屋が、一の営業所につき、前項の規定により質屋の許可を取り消され、又は質屋営業を停止された場合にお

いは、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その質屋の許可を取り消し、又は営業を停止することができる。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属するものと否とを問わぬ。

(聴聞)

第二十六條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該営業業者又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を與えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業業者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(公安委員会の通知)

第二十七條 公安委員会は、他の公安委員会の許可を有する質屋又はその代理人、借用人、その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したことを認めるときは、遅滞なく、その事実を当該公安委員会に通知しなければならない。

2 公安委員会は、質屋の許可を取り消し、又は営業の停止をした場合において、当該質屋が他の公安委員会の管轄区域内に営業所を有するときは、直ちにその旨を当該公安委員会に通知しなければならない。

(質屋主の保護)

第二十八條 質屋が廃業し、又は質屋の許可を取り消された場合においては、質屋であつた者は、廃業又は許可の取消を受けた日以前に成立した質契約については、当該質契約の内容に従い、貸付金の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定は、質屋が営業の停止を受けた場合について準用する。

3 質屋が左の各号の一に該当するに至る場合においては、当該各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事由の発生した日以前に成立した質契約について、当該質契約の内容に従い、貸付金の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため必要な行為をしなければならない。

一 死亡した場合においては、その相続人のうち当該質屋の営業所ごとに管轄公安委員会の承認を受けたもの又は相続財産管理人

二 法人である場合において、合併以外の事由に因り解散したときは、清算人又は破産管財人

三 法人である場合において、合併に因り消滅したときは、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人

4 第十四條、第十五條、第十八條から第二十四條までの規定の適用については、第二項の者及び前項各号に掲げる者は、質屋とみなす。

5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)、又は第三項に規定する行為は、管轄公安委員会の承認を受けた場合を除くの外、旧営業所においてしなければならない。

6 公安委員会は、第三項第一号又は前項の場合において、質屋主の保護のため必要があると認めるときは、承認を與えないことができる。

(訴の提起)

第二十九條 この法律の規定により公安委員会又は警察署長の処分を受けた者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)により訴を提起することができる。

(罰則)

第三十條 第五條若しくは第六條の規定に違反し、又は第二十五條の規定による処分を違反した者は、三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一條 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二條 第四條第二項、第十三條前段、第十四條、第十五條第一項又は第二十一條第二項若しくは第三項の規定に違反し、又は第二十三條の規定による処分を違反した者は、六月以下の懲役若しくは一萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。

一 第四條第二項若しくは第三項、第八條第四項、第九條、第十條、第十五條第二項、第十七條第一項、第二項若しくは第三項、第十八條第二項又は第二十八條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第三項若しくは第五項の規定に違反した者

二 第二十四條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は質物若しくは帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十四條 過失により第二十一條第三項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、借用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十條から第三十三條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。但し、人(人が無能力者である場合においては、その法定代理人)がその代理人又は借用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、その人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 質屋取締法(明治二十八年法律第十四号)及び質屋取締法細則(明治二十八年内務省令第九号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、質屋取締法の規定により免許若しくは許可を受け、又は営業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ、この法律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは営業の停止を受けた者とみなす。

4 前項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、この法律施行後三月以内に第八條第一項の規定による許可証の交付を申請しなければならない。当該期間内に許可証の交付を申請しない場合においては、その許可は、当該期間経過の時に於いて、取り消されたものとみなす。

5 第三條第一項第二号の規定の適用については、質屋取締法第一條の規定に違反した者は、第五條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行前に成立した質契約については、質屋取締法及び質屋取締法細則の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

7 この法律施行前にした質屋取締法に違反する行為及び前項の規定によりなお効力を有する質屋取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條に第一項として次の一項を加える。
公益質屋ハ流質期限ヲ經過シテ

ルトキハ其ノ買物ヲ処分スルコトヲ得
第十五條第一項を次のように改める。

買屋営業法第十二條乃至第十四條、第十六條、第十七條第一項、第三項及び第四項、第十八條並第二十條乃至第二十四條ノ規定ハ公益買屋ニ之ヲ準用ス
買屋営業法第十九條第二項ノ規定ハ第十一條第三項ノ規定ニ依ル流買物ノ処分ニ之ヲ準用ス
同條第二項中「買屋取締法第十二條」を「買屋営業法第十八條第二項」に改め、同條に次の一項を加ふる。

買屋営業法第二十八條第三項第二号及第四項ノ規定ハ公益法人ノ経営スル公益買屋ニ之ヲ準用ス
第十九條各号を次のように改める。

一 第十五條ノ規定ニ依リ準用スル買屋営業法第十二條、第十三條前段、第十四條、第十七條第一項若ハ第三項、第十八條第二項又ハ第二十一條第二項若ハ第三項ノ規定ニ違反シタルトキ
二 第十五條ノ規定ニ依リ準用スル買屋営業法第二十四條第一項ノ規定ニ依ル警察官又ハ警察吏員ノ立入又ハ買物若ハ帳簿ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

〔岡本愛爾君登壇、拍手〕

○岡本愛爾君 只今議題となりました買屋営業法案につきまして、法案の概

要と委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

現行の買屋取締法は明治二十八年に制定せられ、すでに五十年以上を経過し、その形式内容共に時代に副わぬ点があり、更に戦後各種の犯罪が激増し、なかなんぞ盗犯による国民の財産の損害は誠に著しいのでありますが、その贓品が古物商及び買屋営業業者、特に流買業者の手で捌かれることが多いのであります。これらの実情に鑑み、現行法の不備を是正し、新憲法に即した改正を加えんと共に、盗犯の防止、捜査、検挙の迅速化を図り、国民の財産の損害を軽減しようとするのが政府提案の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申し上げますと、本法案は先ず盗犯防止のため大體先に第五国会において制定されました古物営業法と同様の規定を設けております。即ち買屋にならうとする者は営業所ごとに公安委員会の許可を受けさせることとし、右許可をするときは許可証を交付し、無許可営業又は名義貸を禁止して、特に犯罪の温床となる流買業者に対する取締の徹底を期すると共に、買屋は営業所又は買置主の住所若しくは居所以外の場所において物品を賣に取つてはならないこととし、又営業業者の協力を得て贓品の発見を容易にするために、相手方の確認及び申告の制度、帳簿の記載事項及び品触れの制度を定め、又買屋が買物又は流買物として所持する物品が盗品又は遺失物であつた場合においては、善意の場合でも一年間は被害者又は遺失者に対して無償回復の請求権を認めること等を規定しております。次に買屋営業業者

の権利の保護のため、許可には一定の基準を設けることとし、又許可の取消又は営業の停止の場合を具体的に限定し、更に予め公開の聴聞を行うこととしたのであります。而して利用者の保護については、買屋営業の特性に鑑み特に次の諸点を規定してあります。一、利用者の保護を考え、買物の火災盗難等の予防のため、各地域の実情に即し、公安委員会は買物の保管設備について一定の基準を定めることができようとしたこと。二、利率の制限については、本法案中に規定してありませんが、買屋に對し、利率、流買期限等について、その営業所内に掲示すべき義務を命じ、その揭示事項に違反する契約は、その違反する部分に限り無効とすることに定め、流買期限については利用者保護の見地から三月以上の期限としております。三、買置主は流買期限前はいつでも元利金を弁済してその買物を受け戻すことができず、買置主は買置主又は買物の受取について正当な権限を有することを証するに足る資料を呈示した者以外の者に買物を返還してはならないこととしております。四、買置は、流買期限を経過した時において、その買物の所有権を取得し、古物営業法第一條第三項の市場においても流買物を売却することができ、買置主の希望に即して返還するよう努めることとしております。五、買物が滅失した場合等の措置について、買置主の利益のため特別の危険負担の関係を規定してあります。六、買置が廃業した場合における買置主の利益を保護する規定を設けており

ます。これらの点が利用者に対する保護規定でございます。

地方行政委員会におきましては、本法案につき、庶民金融機関としての買屋営業の重要性に鑑み、撤回に互つて慎重に審議を重ねましたが、その買置応答の詳細は速記録で御承知をお願いいたします。かくて四月十七日討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤岡武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤岡武君) この際、日程第六、医療法の一部を改正する法律案、日程第七、健康保険法等の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤岡武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事藤原眞治君。

〔審査報告書は都台により最終号附録に掲載〕
医療法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。
昭和二十五年三月三十一日
内閣總理大臣 吉田 茂

七六一

医療法の一部を改正する法律案
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「第三十九條又は第四十一條」を「第六十九條又は第七十一條」に改める。
第三十九條第一項第二号中「第四十條第一項」を「第七十條第一項」に改め、同條を第六十九條とする。
第四十條を第七十條とし、第四十一條を第七十一條とする。
第四十二條第一号中「第三十九條」を「第六十九條」に、「第四十條第三項又は第四十一條第一項」を「第七十條第三項又は第七十一條第一項」に改め、同條を第七十二條とする。
第四十三條を第七十三條とし、第四十四條を第七十四條とする。
第四十五條中「第四十二條」を「第七十二條」に改め、同條を第七十五條とし、第五章中同條の次に次の二條を加ふる。

第七十六條 左の各号の一に該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。但し、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第五十二條第一項の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのに同條第二

七六一

項の規定による賠償を拒んだとき。

三 第五十四條の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。

四 第五十八條又は第五十九條第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

五 第六十四條の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

六 第六十八條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第六十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産の宣告の請求を怠つたとき。

八 第六十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

第七十七條 第四十條の規定に違反した者は、これを五千円以下の過料に処する。

第四十六條を第七十八條とし、第四十七條を第七十九條とする。

第四十八條中「第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條」を「第六十九條、第七十條第三項又は第七十一條」に改め、同條を第八十條とし、第四十九條を第八十一條とする。

第五十條第二項中「旧規則第三十六條第一項第一号」を「旧規則第三十六條第一項第二号」に、「第四十條第一項第三号」を「第七十條第一項第三号」に改め、同條を第八十二條とし、以下五十三條まで順次三十二條ずつ繰り下げる。

第四章を第五章とし、第五章を第六章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 医療法人

第三十九條 病院又は医師若しくは歯科医師が常時三人以上勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができらる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十條 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十一條 医療法人は、その開設

する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を有しなければならない。

第四十二條 医療法人は、その開設する病院又は診療所の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、左に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育
二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九條第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
四 その他保健衛生に関する業務

第四十三條 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に関して登記をしたときは、その登記した事

項を遅滞なく公告しなければならない。

第四十四條 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的
二 名称
三 その開設しようとする病院又は診療所の名称及び開設場所

四 事務所の所在地
五 資産及び会計に関する規定
六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定
八 解散に関する規定

九 定款又は寄附行為の変更に関する規定
十 公告の方法

3 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

4 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四十五條 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一條の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前條第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに當つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

第四十六條 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

第四十七條 医療法人は、理事数人を有する場合には、その開設する病院又は診療所の管理者を理事に加へなければならない。但し、医療法人が病院又は診療所を二以上開設する場合には、定款又は寄附行為の定めるところにより、管理者のうち、一人又は数人を理事に加へるをもつて足りる。

2 前項の理事は、管理者の職を退

いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八條 医療法人に監事を置いた場合には、理事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院又は診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第四十九條 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならぬ。

第五十條 定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五條に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

第五十一條 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手續は、厚生省令で定める。

生省令で定める。

第五十二條 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び收支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

第五十三條 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第五十四條 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第五十五條 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生

二 目的たる業務の成功の不能

三 総会の決議

四 他の医療法人との合併

五 社員の欠亡

六 破産

七 設立認可の取消

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

二 前項第一号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六條 解散した医療法人の剰余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の規定するところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受け、これを処分する。

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、理事が都道府県知事の認可

を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十七條 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併することができる。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併することができる。

3 財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならぬ。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五條第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八條 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九條 医療法人は、前條の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に對して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相當の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第六十條 合併により医療法人を設立する場合には、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一條 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人

がその行ふ事業に關し行政庁の認可その他の処分を以て有する權利義務を含む。を承継する。

第六十二條 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十三條 都道府県知事は、医療法人に、法令、法令に基いてする都道府県知事の処分又は定款若しくは寄附行為を遵守させるために必要があると認めるときは、医療法人から、その業務又は会計の状況に關し報告を徴することができる。

第六十四條 都道府県知事は、医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行つてゐると認めるときは、当該医療法人に対して、業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。第四十二條に掲げられた業務の継続が、当該医療法人の開設する病院又は第三十九條第一項に規定する診療所の運営に支障がある場合においては、その業務の全部又は一部について、また同様とする。

第六十五條 都道府県知事は、医療法人が、成立した後一年以内に正当の理由がないのに病院又は第三十九條第一項に規定する診療所を開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六條 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七條 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をする場合又は前三條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これを準用する。

第六十八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項(法人の設立のときに関する部分に限る。)及び第二項、第五十二條から第六十六條まで、

第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。)、第七十八條から第八十三條まで、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十五條及び第四百三十一條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ二まで、第三百三十六條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、医療法人についてこれを準用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九條第三号、第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第七十四條中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替へるものとす。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に医療法人という文字を用いてゐる者は、第四十條の規定にかかわらず、この法律の施行の後三ヶ月間は、なお従前の名称を用いることができる。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十二日

厚生委員会理事 藤森 貞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石原幹市郎 草葉 隆園

中平常太郎 小杉 イチ

井上なつる 山下 義信

要領書

一、委員会の決定の理由

国稅徵收法の改正に対応して健康保険法等の規定による保険料の

延滞金の割合を引下げようとする本改正法案は時宜を得た適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
本法の改正によつて健康保険等の適用事業の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
本法案の施行によつて別に費用を要しない。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十五年四月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律

第一條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「二十銭」を「八銭」に、同條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。
前項ノ場合ニ於テ徵收金額ノ一

く原案につきまして採決をいたしまし
たところ、全会一致を以て可決せられ
ました。よつて本法案は全会一致を以
て修正議決すべきものと決定いたしま
した。

次に健康保険法等の一部を改正する
法律案について申し上げます。

先ず本法案の提出理由について申上
げます。健康保険、船員保険及び厚生
年金保険におきましては、保険料等を
滞納いたしました場合の延滞金の割合
は従来から大体国税徴収法と同一歩
調をとつて参つたのであります。が、こ
のたび国税徴収法の一部が改正され
ましたのでその趣旨に同調いたしま
して延滞金の割合二十銭を八銭に引
下げたのであります。又徴収金額の一
部について納付があつた場合には、そ
の日以後の期間にかかる延滞金は、従
来から納付済額を差引いた額について
計算するように取扱をしておつたので
あります。この際、これを明確に
規定いたしましたのであります。本案は本
院が先議でありまして、厚生委員会に
おきましては二回に亘り審議を重ね
たのであります。が、本法案の内容は、
国税徴収法の改正に対応して今回の

改正がなされたので、極めて当然の措
置であるため、質疑も別段ございませ
ず、討論を省略して採決に入りました
ところ、全会一致を以て原案通り可決
すべきものと決定いたしました次第で
ございます。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

先ず医療法の一部を改正する法律案
全部を問題に供します。委員長の報告
は修正議決報告でございます。委員長
報告の通り修正議決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

[総員起立]

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て委
員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に健康保険法
等の一部を改正する法律案全部を問題
に供します。本案に賛成の諸君の起立
を求めます。

[総員起立]

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会は明後二十一日午前十
時より開会いたします。議事日程は決
定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 漁港法案
- 一、日程第二 北海道開発法案
- 一、日程第三 賠償庁臨時設置法の
一部を改正する法律案
- 一、日程第四 日本政府在外事務所
設置法案
- 一、日程第五 質屋営業法案
- 一、日程第六 医療法の一部を改正
する法律案
- 一、日程第七 健康保険法等の一部
を改正する法律案

出席者は左の通り。

- 議長 佐藤 尚武君
- 議員
- 赤木 正雄君 飯田精太郎君
 - 岡部 常君 岡本 愛祐君
 - 河井 彌八君 木下 辰雄君

- 九鬼敏十郎君 補見 義男君
- 西郷吉之助君 新谷寅三郎君
- 高橋龍太郎君 伊達源一郎君
- 田村 文吉君 徳川 宗敬君
- 藤野 繁雄君 北條 秀一君
- 町村 敬貴君 松井 道夫君
- 矢野 西雄君 山崎 恒君
- 山本 勇造君 渡邊 基吉君
- 藤森 眞治君 小野 哲君
- 加賀 操君 小杉 イ子君
- 鈴木 直人君 竹下 豊次君
- 高田 寛君 小林 英三君
- 野田 俊作君 波多野林一君
- 早川 慎一君 久松 定武君
- 玉屋 喜章君 宮城マヨ君
- 岡 伊能君 島津 忠彦君
- 池田宇右衛門君 横尾 龍君
- 寺尾 豊君 城 義臣君
- 堀 末治君 岡崎 眞一君
- 大島 定吉君 鈴木 安孝君
- 黒田 英雄君 石坂 豊一君
- 柴田 政次君 石原幹市郎君
- 今泉 政喜君 松野 喜内君
- 黒川 武雄君 佐々木鹿蔵君
- 入交 太蔵君 藤井 新一君
- 平岡 市三君 北村 一男君
- 中川 幸平君 左藤 義詮君

- 西山 亀七君 橋本萬右衛門君
 - 小串 清一君 山田 佐一君
 - 大隅 憲二君 大隈 信幸君
 - 中井 光次君 油井賢太郎君
 - 深川榮左エ門君 木内キヤウ君
 - 吉田 法晴君 木内 四郎君
 - 田中 利勝君 境野 清雄君
 - 岩木 哲夫君 石川 準吉君
 - 鈴木 順一君 淺井 一郎君
 - 天田 勝正君 羽生 三七君
 - 田中 信儀君 稻垣平太郎君
 - 下條 恭兵君 河野 正夫君
 - 山下 義信君 小泉 秀吉君
 - 藤田 芳雄君 伊藤 修君
 - 青山 正一君 丹羽 五郎君
 - 佐々木良作君 中村 正雄君
 - 原 虎一君 梅津 錦一君
 - 三好 始君 三木 治朗君
 - 波多野 鼎君 門田 定藏君
 - 河崎 ナツ君 駒井 藤平君
 - 岡村文四郎君
- 國務大臣
- 國務大臣 議員 詮三君
 - 國務大臣 増田甲子七君
- 政府委員
- 賠償政務次官 橋 直治君
 - 地方自治 政務次官 小野 哲君

外務政務次官 川村 松助君
 厚生政務次官 矢野 西雄君
 厚生技官 (医務局長) 東 龍太郎君
 厚生事務官 (保険局長) 安田 巖君
 農林政務次官 坂本 實君

〔参照〕
 四月八日議長において、左の通り議席
 を変更した。
 四八 藤森 眞治君

定價 一部 六円五十銭
送料 次頁

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷 行
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇官報課